

副本

令和元年（行ウ）第266号 種子法廃止違憲確認等請求事件

原告 相沢肇 ほか

被告 国

準備書面(2)

令和3年6月21日

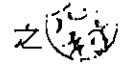
東京地方裁判所民事第2部Bc係 御中

被告指定代理人

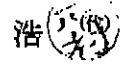
井 坂 直



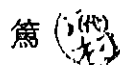
志 村 直



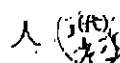
東 野 昭



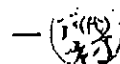
横 澤



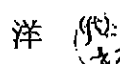
今 西 直



川 口 正



安 藤 貴



洋

被告は、本準備書面において、必要と認める限度において、原告らの令和2年12月4日付け第1準備書面（以下「原告第1準備書面」という。）及び原告らの令和3年3月15日付け第2準備書面（以下「原告第2準備書面」という。）に対する反論を行う。

なお、略語等は、本準備書面で新たに用いるもののほかは、従前の例による。

第1 原告らの主張する権利は憲法上又は法律上、具体的な権利として保障されているものとはいえないこと

1 原告らによる権利性の主張の補充

被告は、原告らが侵害されたと主張する、天然資源である種子を使って栽培された安全安心な農作物の供給を受け消費する権利、天然資源である種子を使って安全安心な農作物を栽培する権利及び都道府県の管理の下「指定種子生産ほ場」における厳格な管理によって種子生産を行うことができる権利が、いずれも一義性に欠け、その外延を画することさえできない極めて曖昧なものであって、憲法上又は法律上、具体的な権利として保障されているものとは解し難い、と主張した（答弁書・13ないし19ページ）。

これに対し、原告らは、「誰でも、いつでも、どこに住んでいても、人が生まれながらに持つものであり、人が心も体も健康で生きていくために必要な食料を自らの手で得られる権利」である「食料への権利」は、世界人権宣言25条及び経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会の一般的意見により解釈を明確にした経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（以下「A規約」という。）11条1項により、憲法25条及び13条で保障されているとし、農業者としての「食料への権利」である「良質な種子を適切な時期に手頃な価格で入手する権利及び、安全安心な農作物を栽培する権利」は、「十分な食料への権利が保障されるために、十分な食料を生産する農業者の権利が保障される必要がある」から、「憲法25条及び13条で保障されるとともに、憲法2

2条の職業選択の自由及び憲法29条の財産権としても保障される」との憲法解釈を展開した上で、種子法は食糧増産や国民への食料の安定供給を目的として制定され、昭和28年の改正により、食の安全性をも保障することになったとみるべきであるから、種子法がかかる「食料への権利」を具体化するものであったと主張する（原告第2準備書面・3ないし16ページ）。

2 原告らの主張する権利が憲法及び種子法によって具体的な権利として保障されているとの原告らの主張に理由がないこと

(1) 内容が抽象的で不明確であること

原告らは、上記1のとおり「食料への権利」について主張するものの、結局、訴状で述べた内容の繰返しであって、「食料への権利」の帰結として認められる（と主張しているものと思われる）原告らの上記各権利の具体的な内容は明らかではない。すなわち、「安全安心」な農作物の具体的な意味、内容（「安全安心」の概念は答弁書14ページで述べたとおり抽象的で不明確であって、個人の感覚にも依拠することは否定できない。）はもちろん、「供給を受け消費する」権利なるものも極めて漠然としたものであり、具体的にいかなる者に認められ、いかなる状況があれば同権利に侵害がない状態といえるのか、その外延は原告らの主張からは明らかでなく、同様に、「厳格な管理によって種子生産を行うことができる権利」が認められるべき主体の範囲などもいまだに明らかでない。

このように、原告らが主張する上記各権利は、権利主体、成立要件や法律効果等が明らかでない漠然としたものにすぎず、憲法上又は法律上、具体的な権利として保障されているといえないことは、すでに述べたとおりである。

(2) 原告らの主張は独自の憲法解釈であり、論理自体にも飛躍があること

原告らは、「食料への権利は、社会権規約及びその解釈を明確にした社会権規約委員会の一般的意見第12号によって、憲法25条の『健康で文化的な最低限度の生活』の内容の一つとして具体化されたものである」と主張す

るが（原告第2準備書面・5ページ）、他方で、「廃止された種子法は、この食料への権利を具体化する内容であった」とも主張しており（同書面10ページ）、「食料への権利」なるものが憲法25条により具体的権利として直接に保障されていると主張するものなのか、あるいは、A規約11条の趣旨を踏まえて憲法25条を解釈すると生存権の内容には「食料への権利」が含まれるものの、「食料への権利」を具体的な権利として保障しているのは種子法であると主張するものなのか、判然としない。

しかし、いずれにしても、原告らも「憲法25条に『十分な生活水準を保持する権利』として『食料への権利』が内包されるかという議論が十分に展開されなかつたのである」と認めるとおり（訴状・56ページ）、憲法25条が、原告らの主張する「食料への権利」を保障しているとの解釈は、一般的なものとはいえ、これを根拠づける的確な証拠も認められないから、独自の見解といわざるを得ない。

また、原告らは、憲法13条に関しては、「食料への権利は、まさに『生命』そのものと関わり、全ての基本的人権の死活的で不可欠の前提をなすことから」憲法13条の保障対象ともなると主張しているところであるが（原告第2準備書面・5ページ）、この点も、上記同様の理由から、独自の見解であって認められない。

「十分な食料を生産する農業者の権利」（原告第2準備書面・8ページ）（同権利が「良質な種子を適切な時期に手頃な価格で入手する権利及び、安全安心な農作物を栽培する権利」（原告第2準備書面・9ページ）と同義であるか否かは必ずしも明らかでないが、同義のものとして反論する。）が、憲法22条の職業選択の自由及び憲法29条の財産権としても保障されるべきとの主張（原告第2準備書面・8ページ）に至っては、その理由づけすら明らかにされていない。

したがって、原告らが主張する「食料への権利」が憲法25条及び13条

で保障されており、主要農作物の生産者の「良質な種子を適切な時期に手頃な価格で入手する権利及び、安全安心な農作物を栽培する権利」が憲法25条、13条、22条及び29条により保障されるとの原告らの主張には理由がない。

(3) 種子法が主要農作物の生産者や消費者に何らかの権利を保障するものではなかったこと

また、すでに述べたとおり、種子法は、戦後の食糧増産という国家的要請に基づき、都道府県に対しては、優良な品種の決定に必要な試験の実施（同法8条）、決定された優良な品種についての原種及び原原種の生産（同法7条）、指定種子生産ほ場の指定（同法3条1項）、ほ場の審査（同法4条1項）、生産物審査（同条2項）等を義務付け、農林水産大臣に対しては、前記各審査の基準等を定めるものとしていたが、主要農作物の生産者や消費者に、何らかの権利を保障するものではなかった（答弁書・8ないし9ページ）。

さらに、食の安全に関しては、食品衛生法等の他の関連法制度で担保されるものであり、種子法が目的とするものではないから（被告準備書面(1)・13ページ）、種子法が、食の安全に関する何らかの権利を一般消費者に保障していたとみることはできない（原告らが引用する中馬辰猪委員の発言（原告第2準備書面・13ページ）においてすら、「農家が安心してこれを使うことができる」と述べられているのみであって、農作物の供給を受ける一般消費者の権利ないし利益については何ら言及されていない。）。

(4) 小括

以上のとおりであるから、原告らの主張する権利は、憲法上又は法律上、具体的な権利として保障されているものとはいえない。したがって、本件確認の訴え1ないし3及び本件無効確認の訴えは確認の利益を欠く不適法なものであり、また、法的保護の対象となる利益が違法に侵害されたとはいえない以上、国賠法上違法ともなり得ないから、原告らの国賠法1条1項に基づ

く損害賠償請求（以下「本件損害賠償請求」という。）は、いずれも理由がない。

第2 原告らが審議過程の瑕疵として主張する事実により廃止法が違憲となるものではないこと

上記第1で述べたとおり、原告らが侵害を受けたと主張する権利は、いずれも憲法上又は法律上具体的な権利として保障されているものではないから、違憲審査が問題になることはない。もともと、原告らは、廃止法は審議過程に瑕疵があるため違憲であると主張するようであるから、念のため、以下反論する。

1 原告らの主張

原告らは、審議過程における瑕疵として、「きわめて短時間の性急な審議であった」こと、「法案提出に際し、農業の観点からの議論が全くなされていないこと」、「種子法の存在が民間企業の参入を阻止していることを示す具体的な数字を把握しないままに廃止法案を提案したこと」、「種子法廃止が主要農作物の種子の価格引き下げにつながる、と説明していながら、内閣はその根拠となるデータを国会に提出しなかった」ことなどを述べて上（原告第1準備書面・5ないし17ページ）、「立法過程における重大な瑕疵の存在は、司法審査の必要性と違憲判断の基準を定める上で極めて重要な要素であると言わなければならない」、「種子法廃止法案の審議過程に内在する上記の問題に鑑みるなら・・・（中略）・・・司法審査にあたって裁判所が審査を自制すべき根拠はもはや失われている」などとし、「主要農作物種子制度が、事業者の種子生産に一定の規制を課していたのは、国民の生命及び健康を保障するために他ならない。このような消極目的規制については、判例上、厳格な違憲審査基準によるべきであるとされている。」などと主張する（原告第2準備書面・33ないし35ページ）。

2 審議過程に瑕疵がある法は厳格な違憲審査に服するとの原告らの主張に理由

がないこと

しかし、立法時の審議過程において原告らが主張するような事実があった場合に、かかる審議過程を経て成立した法が厳格な違憲審査基準に服することになるとの主張の根拠は全くもって不明であり、原告らの独自の見解といわざるを得ない。

またそもそも、原告らが違憲である旨主張しているのは種子法自体ではなく廃止法であるところ、廃止法の目的は、種子法により一律に全ての都道府県に対し義務付けを行うという硬直的な制度を改め、都道府県の力に加えて、民間事業者の力も活かした種子の供給体制を構築し、多様な需要に応じた種子が供給される環境を整備すること（答弁書・1.2ページ）なのであるから、消極目的と呼べるものでないことは明らかである。したがって、消極目的規制にかかる違憲審査基準が適用されるべきである旨の原告らの主張は、この点においても理由がない。

3 小括

したがって、審議過程の瑕疵を主張する原告らの主張は、失当である。

第3 結論

以上のとおりであるから、本件地位確認の訴え1ないし3及び本件無効確認の訴えはいずれも不適法であり、本件損害賠償請求は理由がなく、速やかに却下ないし棄却されるべきである。

以上

第 334858 号

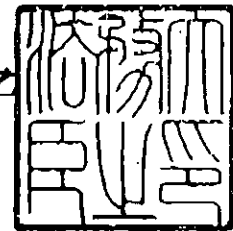
訴訟代理権消滅通知書

小 原 啓 吾

上記の者の下記事件についての訴訟代理権が消滅したことを通知する。

令和3年6月16日

法務大臣 上川陽子



記

東京地方裁判所

令和元年（行ウ）第266号

種子法廃止違憲確認等請求事件